

## ～三酸化ニアンチモンが特定化学物質の第 2 分類物質として追加～

- ・事業者は、三酸化ニアンチモン等を製造し、又は取り扱う業務に常時従事する労働者及びこれらの業務に常時従事させたことのある労働者で、現に使用しているものに対し、特化則第 39 条の特殊健康診断を実施しなければならないこととした。
- ・三酸化ニアンチモンは、ヒトに対する呼吸器の障害（腫瘍等）、心臓の障害、アンチモン皮疹等の皮膚症状等を引き起こす可能性が指摘されたことを踏まえ、三酸化ニアンチモン等の業務従事労働者及び配置転換後労働者に対する特殊健康診断の項目の趣旨等については、次のとおりとすること。

### 【一次健康診断】

#### 1 必須項目

- 業務の経歴の調査（業務従事労働者の健康診断に限る。）
- 作業条件の簡易な調査（業務従事労働者の健康診断に限る。）
- 三酸化ニアンチモンによるせき、たん、頭痛、嘔吐、腹痛、下痢、アンチモン皮疹等の皮膚症状等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査（頭痛、嘔吐、腹痛、下痢、アンチモン皮疹等の皮膚症状等の急性の疾患に係る症状については、業務従事労働者の健康診断に限る。）
- せき、たん、頭痛、下痢、アンチモン皮疹等の皮膚症状等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査（上記と同じ。）

#### 2 医師が必要と認める場合に行う検査項目

- 尿中のアンチモンの量の測定（業務従事労働者の健康診断に限る。）
- 心電図検査

※配置転換後労働者が改正省令の施行日以降に初めて受ける健康診断が、法第 66 条第 2 項後段に規定する配置転換後健康診断にあたる場合には、当該健康診断の際に「業務の経歴の調査」、「作業条件の簡易な調査」を行うことが望ましい。

※喫煙は呼吸器の障害（腫瘍等）の原因の一つであることから、三酸化ニアンチモンによる健康影響やばく露状況の評価の参考とするため、喫煙歴についても聴取することが望ましい。

### 【二次健康診断】

#### 1 必須項目

- 作業条件の調査（業務従事労働者の健康診断に限る。）

#### 2 医師が必要と認める場合に行う検査項目

- 胸部のエックス線直接撮影若しくは特殊なエックス線撮影による検査
- 喀痰の細胞診又は気管支鏡検査